

事務連絡
平成 31 年 4 月 22 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
(公 印 省 略)

改元に伴う元号による年表示の取扱いについて（周知）

本年 4 月 1 日付けで、新しい元号として「令和（れいわ）」が選定されたことを踏まえ、元号による年表示について、下記のとおり周知いたします。

各自治体衛生主管部局の担当者におかれましては、下記事項について御了知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）に基づく皇位の継承に伴い、各府省が作成する文書等における元号が改められる場合の元号による年表示については、別紙の方針に沿って取り扱うこととされたこと。
- 2 厚生労働省においても、厚生労働省が所管する省令及び告示に定める様式等について、必要に応じて一括して今後改正を行い、早期に公布することを予定していること。
- 3 医薬・生活衛生局においても、過去に発出した通知等で示している様式の扱いについて、追って周知することを予定していること。

4 上記の省令及び告示の施行並びに通知等の発出に関わらず、改元日以降の年表示が「平成」とされていたとしても、有効なものとして受け付けること等、国民が申請を行う場合の窓口対応等について、追って周知することを予定していること。

以上

【資料】

(別紙) 改元に伴う元号による年表示の取扱いについて (平成 31 年 4 月 1 日
新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議申合せ)